

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年11月9日

横浜市契約事務受任者  
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

中部水再生センターA系放流渠オイルフェンス緊急対応措置工事

2 履行(納品)場所

中区本牧十二天1番1号

3 契約日

令和3年8月16日

4 履行日又は履行期間

令和3年8月16日から令和3年11月5日

5 契約金額

¥715,000.- (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥65,000.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

政洋汽船株式会社 代表取締役 神谷 洋右  
横浜市神奈川区浦島町2番地1ハマビル2階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本修理対象のA系放流渠オイルフェンスが強風と大雨の影響で破損し、オイルボール等により公共用水域を汚染し、市民生活に多大な影響を与える恐れがあります。

また、破損したオイルフェンスが海洋へ流された場合、海上を航行している船舶に多大な被害を与えてしまう可能性があるため、緊急に措置工事を行わないと市民生活に重大な影響を与える状態であったため、当該随意契約を行わざるを得ませんでした。

8 契約の相手方の選定理由

過去に同オイルフェンスの修理実績があり、現場状況や修理方法を把握している政洋汽船株式会社に対応を依頼したところ、対応が可能との回答が得られましたので、契約の相手方として選定しました。

9 所管課

環境創造局下水道施設部中部水再生センター